

第1部 子ども・子育て支援策の現状と課題

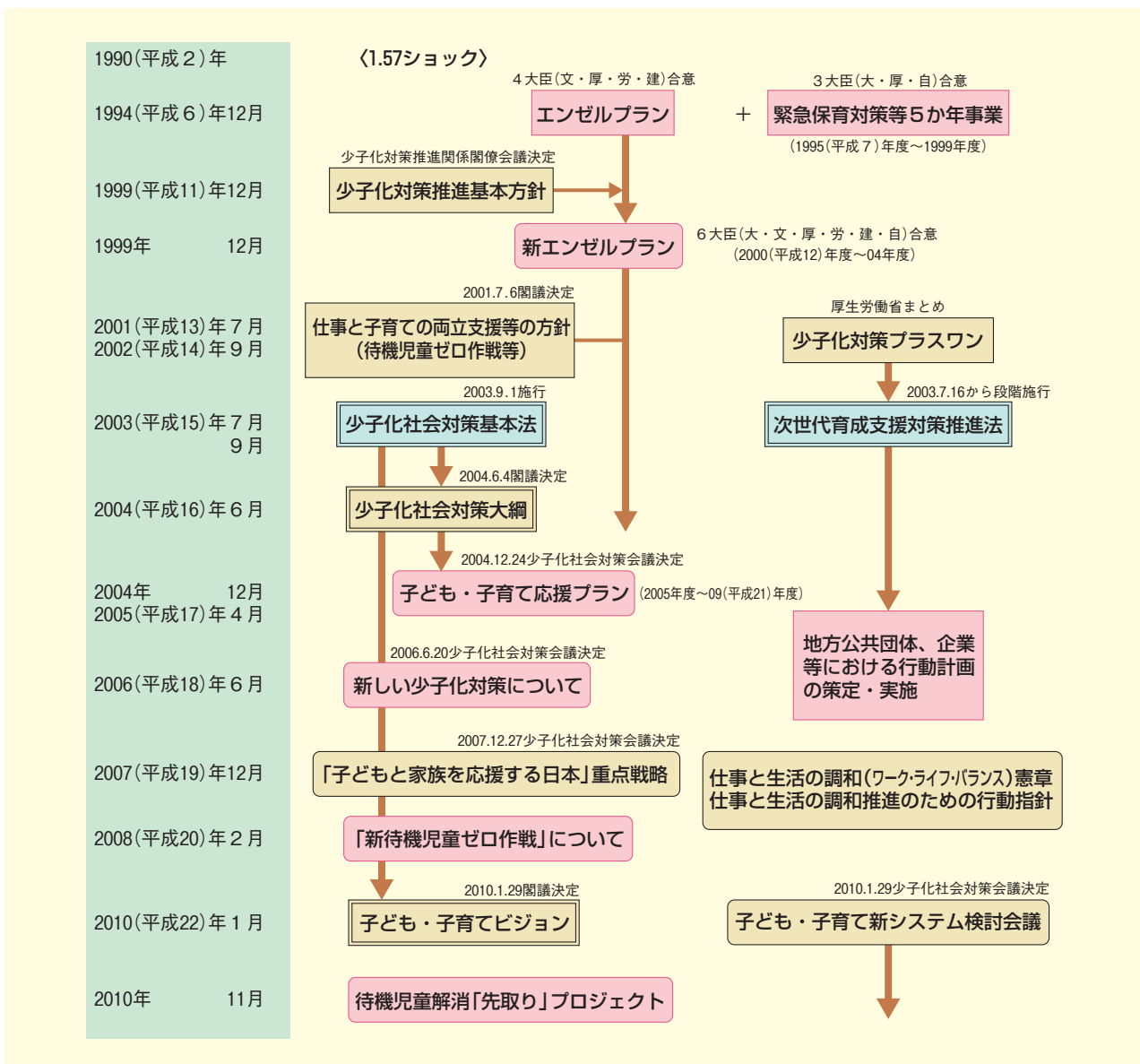
第1章 「子ども・子育て新システム」の構築に向けて

第1節 「子ども・子育てビジョン」までの経緯

(エンゼルプランと新エンゼルプラン)

1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（1994（平成6）年12月 文部、厚生、労働、建

第1-1-1図 これまでの取組



設の4大臣合意)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)(1999(平成11)年 大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意)が策定された。

(次世代育成支援対策推進法)

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003(平成15)年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。同法は、地方公共団体及び事業者が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。

(少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン)

2003年7月、議員立法により「少子化社会対策基本法」が制定され(同年9月から施行)、同法に基づき、2004(平成16)年6月に、「少子化社会対策大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定された。同年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」(子ども・子育て応援プラン)が策定され、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。

(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略)

2007(平成19)年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

(子ども・子育てビジョンの策定経緯)

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」(2008(平成20)年12月、少子化社会対策会議決定)を受け、2009年6月に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」において提言(“みんなの”少子化対策)が取りまとめられた。

その後、2009年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役(大臣、副大臣、大臣政務官)で構成する「子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、2010(平成22)年1月29日、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」(以下「ビジョン」という。)が閣議決定された。

ビジョンの策定に当たっては、それまでの取組に関する評価として、施策の利用者の視点からの少子化施策に関する意向調査や、子ども・子育て応援プランに掲げられた数値目標の達成度などを踏まえ、検討が進められた。

【「利用者意向調査」(2009年) から】

○目指すべき社会の姿の達成度<評価が低い項目>

※数字は、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の計

- ・若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるような社会 (71.5%)
- ・希望する者すべてが、安心して育児休業等を取得できる職場環境が整った社会 (71.3%)
- ・育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能な社会 (65.5%)
- ・働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、(労働)生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される社会 (65.0%)

○国の取組への評価<評価が低い項目>

※数字は、「あまり行っていないと思う」、「行っていないと思う」の計

- ・男性の子育て参加促進のための父親プログラム等の普及の取組 (59.2%)
- ・労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備の取組 (54.8%)
- ・妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組 (52.9%)
- ・妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組 (50.4%)

【「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(2009年) から】

○子ども・子育て施策として重要なもの

- ・経済的支援措置 (72.3%)
- ・保育所の充実をはじめとした子どもを預かる事業の拡充 (38.1%)
- ・出産・育児のための休業・短時間勤務 (35.1%)
- ・出産・子育て退職後就業を希望する者に対する再就職支援 (32.9%)
- ・仕事と育児の両立の推進に取り組む事業所への支援 (30.3%)

(注)「目指すべき社会の姿」、「国の取組」は、子ども・子育て応援プランに掲げられているものである。

(子ども・子育てビジョン)

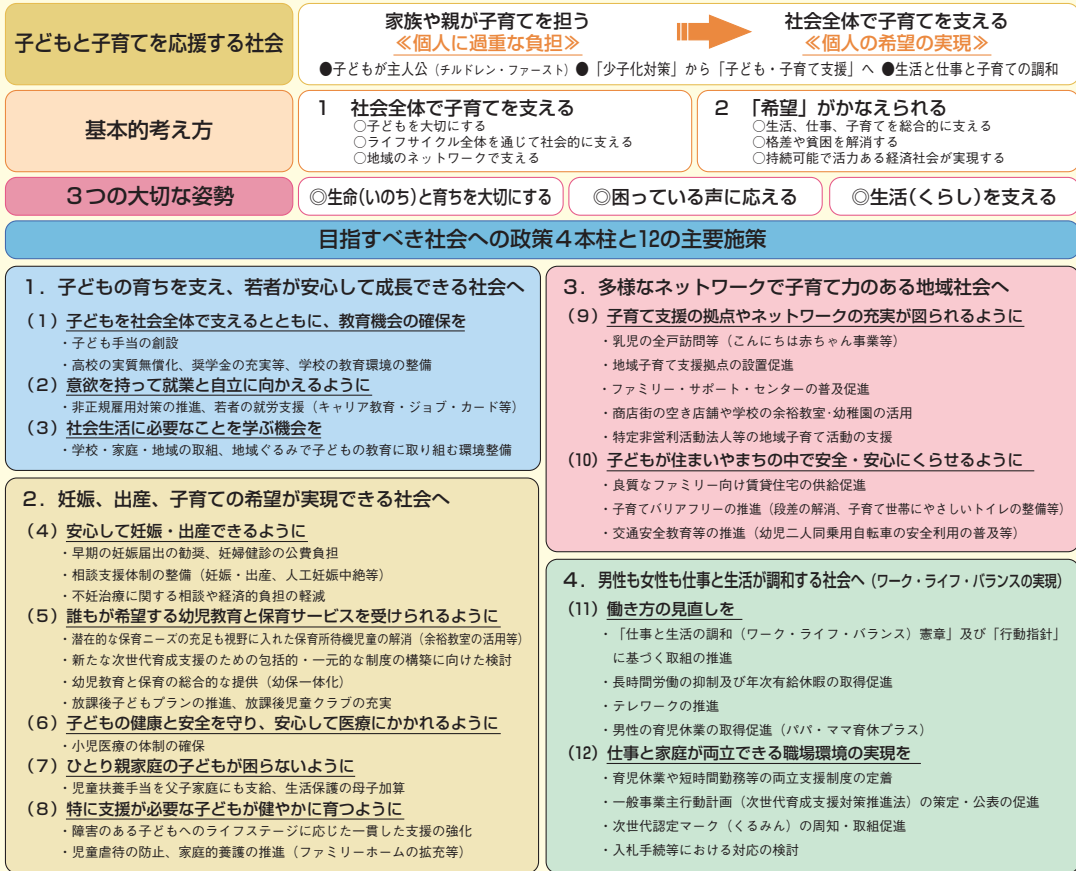
ビジョンでは、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされた。

また、基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」、「『希望』がかなえられる」を掲げ、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命(いのち)と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活(くらし)を支える」が示された。この3つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとされている。

さらに、このビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生み育てることに夢を持てる社会

第1-1-2図 子ども・子育てビジョン概要

「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日閣議決定)



主な数値目標等

項目	現状	2014年目標値
安心できる妊娠と出産		
○NICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり)	21.2床	⇒ 25~30床
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市
地域の子育て力の向上		
○地域子育て支援拠点事業	7,100か所	⇒ 10,000か所
(市町村単独分含む)		
○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業(延べ日数)	348万日	⇒ 3,952万日
○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所
潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消		
○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)(3歳未満児の保育サービス利用率)	215万人(75万人(24%))	⇒ 241万人(102万人(35%))
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○病児・病後児保育(延べ日数)	31万日	⇒ 200万日
○認定こども園	358か所	⇒ 2,000か所(H24)
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人
男性の育児参加の促進		
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減(H29)*参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%(H29)*参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり)	60分	⇒ 2時間30分(H29)*参考指標
社会的養護の充実		
○里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
○児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所
子育てしやすい働き方と企業の取組		
○第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%(H29)*参考指標
○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	⇒ 2,000企業

注) 上の表中、ビジョン策定時に得られた最新の数値を「現状」として記載

の実現のための施策を強力に推進することとされており、2010年度から2014（平成26）年度までの5年間を目途とした数値目標が掲げられている。

加えて、ビジョンでは、関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行うこととしている。このため、2011（平成23）年度において、中間的な点検・評価のための調査の実施を予定している。

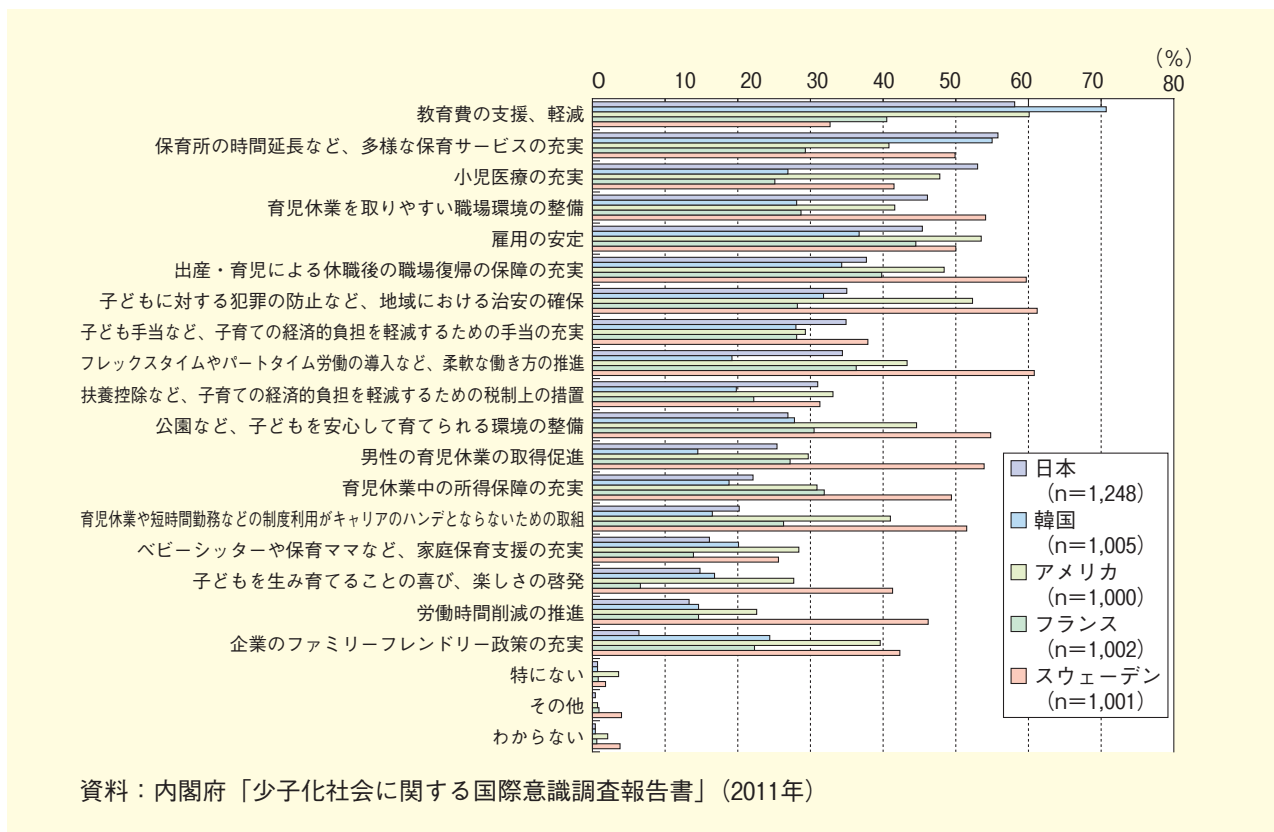
（重要と評価されている子ども・子育て支援策）

「少子化社会に関する国際意識調査」（2011年）によると、重要と考える育児支援については、日本では「教育費の支援、軽減」をあげる人の割合が最も高く、以下「保育所の時間延長など、多様な保育サービスの充実」、「小児医療の充実」、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」と続いている。このことから、子ども手当や高校の実質無償化などの現金給付とともに保育サービスなどの現物給付が求められ、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることも求められていることが明らかになったが、このような考え方はビジョンに盛り込まれているところである。

（待機児童解消「先取り」プロジェクト）

待機児童については、都市部を中心に深刻な問題となっていることから、「子ども・子育て新システム」（詳細は第1部第1章第2節を参照。以下「新システム」という。）の2013（平成25）年度からの実施を待たずに速やかな対応を図るため、2010年10月、内閣総理大臣指示により、「待機児童ゼロ特命チーム」（以下「特命チーム」という。）が設置された。特命チームでは、

第1-1-3図 重要と考える育児支援（国際比較）



既成概念や既存のルールにとらわれない、効果的な施策を打ち出すため、待機児童の問題に意欲的に取り組む地方自治体などからのヒアリングを踏まえながら、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（以下「先取り」プロジェクトという。）を取りまとめた。

この「先取り」プロジェクトでは、足下の待機児童の数を見て「後追い」で保育サービスを提供していくのではなく、潜在的な保育ニーズ量を見通しながら、「先取り」で計画的に進めていくとともに、新システムの考え方を「先取り」した取組を行うこととしている。2011年度では、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体を対象に実施することとし、今後、「先取り」プロジェクトにおける取組の結果、高い効果が得られ、かつ他の地域においても同様の効果が期待できるものについては、新システムの中で全国展開を検討することとしている。

第1-1-4図 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」概要

待機児童の現状

- 3年連続で増加（2010年4月1日現在で待機児童総数は26,275人）
- 「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」は23%（4人に1人）〔2010年4月1日現在〕

待機児童解消を阻む【壁】

- 制度のシバリ
- 財源の不足
- 場所の不足
- 人材の不足

壁を突破できない！

なぜ、今までは待機児童解消ができなかったのか？（行政の隘路）

横並び意識 全国一律の制度でなければならない	財政支援の既成概念 財政に余裕のある自治体には上乗せ支援なし	職員の確保と育成は現場まかせ お金を出せば自治体がやるはず	既存ルールへのこだわり 保育は土地・施設を備えた認可保育所の仕事	「制度外」への偏見 認可外保育所は全て質が悪い
----------------------------------	--	---	--	-----------------------------------

自治体の【知恵】を吸収

待機児童解消「先取り」プロジェクト

「新システム」の前倒し

モデル実施 待機児童が多く「先取り」発想で意欲的に取り組む自治体から実施	待機児童が多い都市部もカバー 上乗せ支援の対象自治体を拡大	共通部分は国と自治体共同で 保育人材への研修プログラムの開発と提供	保育ニーズの変動に柔軟に対応 賃貸物件の活用や施設不要の家庭的保育の拡充	質が良ければ認可以外にも 認可外保育所でも最低基準を満たす保育所には支援
--	---	---	--	--

子ども・子育て新システム

効果が高く、他の地域への応用が期待できるものは全国展開

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」で何が変わるのか？

モデル実施	都市部もカバーした整備費の上乗せ支援 待機児童の多い自治体が行う保育所整備費用等については補助率嵩上げ ※通常1/2→嵩上げ後2/3	→	待機児童が多い都市部もカバー 補助率嵩上げ要件の緩和を図り、賃貸物件による保育所分園等の設置を促進する
	保育所整備のための土地借上げ支援 —	→	保育ニーズの変動に柔軟に対応 土地を賃借しての保育所整備に対し、土地借料補助を行い、大都市部等用地取得困難な地域を中心に、保育所整備を促進する
	施設が不要な家庭的保育の拡充 家庭的保育者（保育ママ）が自身の居宅等において、少数の児童の保育を実施（3人～5人）	→	保育ニーズの変動に柔軟に対応 複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施（最大3ユニット・利用児童数9人まで）し、家庭的保育の拡充を図る
	質を確保した認可外保育施設への公費助成 —	→	質が良ければ認可以外にも 「子ども・子育て新システム」での指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を「先取り」で公費助成の対象とし、供給の拡大につなげる
	保育を担う潜在的な人材の掘り起こしや再教育 保育士資格を取得していないながら保育所等で就労していない保育士等に対する研修事業を実施	→	共通部分は国と自治体共同で 保育士資格保有者の再就職支援のための効果的な研修プログラムの作成、モデル的な研修及び相談会等を行い、今後研修を実施する自治体の支援を図り、潜在的な人材の掘り起こしや再教育の強化を図る

※本資料では、地方自治体を自治体と表記する。